

2014年9月18日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—工商行政関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第349号）

国家工商行政管理総局、 企業情報開示制度の実施で通達 2013年度報告の提出期限を明示

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家工商行政管理総局は、2014年9月2日付で『企業情報開示暫定条例』の貫徹・具体化に関する問題についての通達』（工商外企字[2014]166号、以下『通達』という）を公布しました。国務院が『企業情報開示暫定条例』（国務院令第654号、2014年10月1日施行、以下『条例』という）の公布¹により「企業信用情報開示システム」を通じた企業情報の報告・開示制度の導入を決定したことを受け、『通達』は企業に対し2013年の年度報告を2014年10月1日から2015年6月30日までの間に行うよう求めています（第2条）。なお、2014年の年度報告は『条例』の規定に沿って、2015年1月1日から2015年6月30日までの間に行う必要があります。

□ 過渡期の報告・開示期限等を明記

国家工商行政管理総局は『条例』公布に合わせて、すでに『企業開示情報抜取検査暫定弁法』（国家工商行政管理总局令第67号）や『企業経営異常名簿管理暫定弁法』（国家工商行政管理总局令第68号）、『工商行政管理行政処罰情報開示暫定規定』（国家工商行政管理总局令第71号）等の実務規定を制定。企業情報の報告・開示制度の実施に向けた環境を整備しています。今回公布された『通達』は、2013年度、2014年度の企業年度報告期限のほか、新制度導入の過渡期に発生した出資に係る変更事項の報告・開示期限も明記しています。

『通達』によれば、企業は出資金の払込状況や出資事項（出資額、出資方式、出資期限等）の変更について、2014年3月1日から2014年9月30日までの間に発生した場合は2014年12月31日までに、2014年10月1日以降に発生した場合は『条例』が規定する期限（発生後20営業日）内に、企業信用情報開示システムを通じて社会に開示しなければなりません（第1条）。一方、その他の即時開示情報（持

¹『条例』の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第346号をご参照ください。以下のURLからダウンロードできます。⇒ http://www.mizuhobank.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.346.pdf

分変更、行政許可取得、知的財産権の質権設定登記、行政処罰等)については、2014年10月1日以前に発生した情報の開示を強制しないとしています(同上)。

【図表1】企業情報の報告・開示内容

企業が発生後 20営業日以内 に開示しなければ ならない 情報	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 株主・発起人が引受・払込んだ出資額、出資時期、出資方式等の情報 ✓ 持分譲渡等の持分変更情報 ✓ 行政許可の取得・変更・更新情報 ✓ 知的財産権の質権設定の登記情報 ✓ 行政処罰を受けた情報 ✓ その他の法に基づき開示しなければならない情報
工商行政管理 部門が開示す る企業情報	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 登録登記、届出情報 ✓ 動産抵当の登記情報 ✓ 持分質権設定の登記情報 ✓ 行政処罰情報 ✓ 法に基づき開示しなければならないその他の情報

(『条例』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

【図表2】年度報告情報の時点と報告内容

年度報告実施 時点の情報 を報告	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 企業の連絡住所、郵便番号、連絡電話、電子メール等の情報 ✓ 企業の開業・廃業・清算等の情報 ✓ 企業のウェブサイト、ネットショップの名称・アドレス等の情報
報告年度の 12月31日 時点の情報 を報告	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 企業による新規企業の投資設立、持分購入の情報 ✓ 株主・発起人が引受・払込んだ出資額、出資時期、出資方式等の情報 ✓ 持分譲渡等の持分変更情報 ✓ 企業の従業員数、資産総額、負債総額、対外提供している保証・担保、所有者権益の合計、営業総収入、主要業務の収入、利潤総額、純利益、納税総額等の情報

(『条例』『通達』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

また、年度報告の情報について、企業の連絡先等は年度報告実施時点の情報を、持分関連情報や財務情報等は報告年度(すなわち前年度)末時点の情報を報告することとしています(図表2参照)。

なお、『通達』は工商行政管理部門が開示する企業情報について、企業の登記・届出情報を除き、『条例』施行(2014年10月1日)前に形成された企業情報は開示範囲に加えないとしています(第1条)。

*

『通達』および関連規定(『企業開示情報抜取検査暫定弁法』『企業経営異常名簿管理暫定弁法』『工商行政管理行政処罰情報開示暫定規定』)の詳細については、3ページからの日本語仮訳および18ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言**: 本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**: 本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**: 本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**:
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。

(日本語仮訳)

国家工商行政管理総局
工商外企字[2014]166号
『企業情報開示暫定条例』の貫徹・具体化に関連する問題についての通達

各省、自治区、直轄市工商行政管理局、市場監督管理部門：

『企業情報開示暫定条例』（以下『条例』という）はすでに国务院が公布し、2014年10月1日より実施される。工商総局が発布した『経営異常名簿管理暫定弁法』、『企業開示情報採取調査暫定弁法』等5部の規則も、同日に実施される。『条例』と規則の発布・実施は、工商行政管理部門が事中・事後の監督管理を強化する重要な改革措置であり、政府の監督管理方式の転換、ビッグデータ等の手段を運用した監督管理水準の向上、社会信用体系の建設加速、信用の市場経済秩序維持における「基礎杭」の役割の十分な発揮に対して、重要な意義を有している。『条例』および規則の順調な実施を確保するため、ここに関連問題について以下のように通知する。

- 1、企業情報開示内容の規範化。**各級の工商行政管理部門、市場監督管理部門（以下「各級工商部門」という）は、『条例』の規定および総局の関連要求に基づき企業情報を開示しなければならない。企業登記、届出情報を除き、『条例』実施前に形成されたその他の企業情報は開示範囲に組み入れない。『条例』実施前にすでに営業許可証を取り消された企業は、その名称、登録番号、取消日を開示し、合わせて「取消済」を注記する。

各級工商部門は、すでに企業信用情報開示システムを通じて開示した2014年2月28日以前にすでに設立された会社の払込資本金および株主（発起人）の引受および払込の出資額、出資方式、出資期限等の会社株主（発起人）出資情報に変動が発生した場合、以前の工商部門による社会への開示から会社による社会への開示へと転換する。

会社の払込資本金および株主（発起人）の引受および払込の出資額、出資方式、出資期限等の会社株主（発起人）出資情報に2014年3月1日から9月30日の期間に変動が発生した場合、会社は2014年12月31日までに企業信用情報開示システムを通じて社会に開示しなければならない。2014年10月1日以降に変動が発生した場合、会社は『条例』第10条の規定に基づき社会に開示しなければならない。

上述の規定を除き、『条例』第10条が規定する企業情報開示の状況は、企業情報が『条例』実施以前に形成された場合、強制的に企業に開示を要求しない。

- 2、企業年度報告開示業務の適切な遂行。**『条例』実施期日の原因により、企業は2014年10月1日から2015年6月30日に、工商部門に2013年度の報告を送付して開示しなければならず、各級工商

部門は関連広報業務を適切に遂行し、規定の期日に基づき企業年度報告開示業務を展開しなければならない。2014年度の報告は、『条例』の規定に基づき手続を行う。企業は、2013年度の報告を送付して開示した後、2014年度の報告を送付して開示しなければならない。2014年2月28日までに、企業がもとの規定に基づき年度検査手続を行っていなかったが、工商部門が営業許可証没収の決定を下していない場合、法に基づき年度報告を送付して開示しなければならない。

『条例』第9条が規定する第(1)、(2)、(6)項の情報は、企業による年度報告送付時の情報とし、その他の情報は企業が報告する年度の12月31日の情報とする。

- 3、**個人工商業者、農民專業合作社の年度報告業務の適切な遂行。**個人工商業者は、2014年10月1日から2015年6月30日に、工商部門に2013年度の報告を送付しなければならない。個人工商業者の2014年度の報告は、『個人工商業者年度報告暫定弁法』の規定に基づき手続を行う。個人工商業者が年度報告の開示を選択する場合、企業信用情報開示システムを通じて年度報告を送付して開示しなければならない。個人工商業者が工商部門に紙ベースの年度報告を送付した場合、工商部門は紙ベースの年度報告を受け取った日から10営業日以内に、企業信用情報開示システムを通じて当該個人工商業者がすでに送付した年度報告を開示しなければならない。2014年2月28日までに、個人工商業者がもとの規定に基づき営業許可証検査手続を行っていなかったが、工商部門が営業許可証取消の決定を下していない場合、法に基づき年度報告を送付しなければならない。農民專業合作社は、2015年1月1日から『農民專業合作社年度報告開示暫定弁法』の規定に基づき2014年度の報告を送付ならびに開示する。

『個人工商業者年度報告暫定弁法』第6条第(3)、(4)項の情報、『農民專業合作社年度報告開示暫定弁法』第5条第(4)、(5)項の情報は、年度報告送付時の情報とする。その他の情報は、報告する年度の12月31日の情報とする。

- 4、**企業開示情報の抜取調査業務の規範化。**省、自治区、直轄市の工商部門は、当地の実際に基づき3%を下回らない比率に基づいて管轄内の抜取調査企業リストを確定する。抜取調査企業の対象は、管轄内の取り消されていない存続企業とし、規定の期限に基づき年度報告を開示していないことにより経営異常名簿および重大な違法企業リストに組み入れられた企業は、抜取調査の対象に組み入れない。省、自治区、直轄市の工商部門は、抜取調査企業リストの公平・規範的を保証し、合わせて各登記機関の抜取調査企業戸数の均衡性を重視しなければならない。各級工商部門は、当地の实情に結び付け、社会の力からのサービス購入を研究・推進し、抜取調査における第三者機構に委託した業務展開の行為を規範化する必要がある。

個人工商業者、農民專業合作社の年度報告開示情報の抜取調査は、『個人工商業者年度報告暫定弁法』および『農民專業合作社年度報告開示暫定弁法』の規定に基づき、省、自治区、直轄市の工

商部門が組織的に実施する。

- 5、 **信用制約および行政処罰の関係の正確な処理。** 企業の経営異常名簿もしくは重大な違法企業リストへの組入は、企業に対する信用制約に属する。企業に同時に違法・規定違反行為が存在し法に基づき工商部門が行政処罰すべき場合、工商部門は関連規定に基づき行政処罰を実施しなければならない。
- 6、 **企業信用情報開示システム建設の完成確保。** 各省、自治区、直轄市の工商部門は、総局が制定した『工商登記制度改革情報化建設技術方案』（暫定）、『企業信用情報開示システムデータ規範』（暫定）、『企業信用情報開示システムフォーマット規範』（暫定）等の技術規範の要求に基づき、当該管轄区内の企業信用情報開示システムの建設を適切に遂行し、必ず10月1日までに開発およびテストを完成させ、システムの期限どおりのオンライン運行を保証しなければならない。
- 7、 **開示情報データ管理の強化。** 各級工商部門は、開示情報品質の建設を強化し、各省、自治区、直轄市の工商部門は当該管轄区内の企業開示情報品質の検査業務を適切に遂行しなければならない。遅滞なく開示システムが収集した年報情報、企業即時情報等の企業が自主的に開示した情報およびその他の部門が開示した情報を工商専用ネットワーク業務システムに更新、交換し、合わせて『工商行政管理データ管理弁法』の規定に基づき毎日、総局に伝送する必要がある。
- 8、 **開示システムのセキュリティ保障業務の適切な遂行。** 各級工商部門は、データセキュリティ管理を強化し、電子データのバックアップを適切に遂行する必要がある。開示システムに対する運営管理を強化し、違法な訂正、違法な開示情報の獲得等の行為を防止し、情報セキュリティおよび経済の安全を確保する。電子営業許可証の正式普及前に、各地は関連措置を採り、技術保障を提供し、企業登録システムの身分認証を適切に遂行し、企業情報開示の正常な展開を保障しなければならない。
- 9、 **工商連絡員の役割の十分な発揮。** 各級工商部門は、積極的に工商連絡員制度を建設・完備化し、工商連絡員に連絡・意思疎通、企業手続の利便化、業務効率の向上の方面で積極的な役割を十分に発揮させる必要がある。情報セキュリティを保証するため、総局は工商連絡員を企業による企業信用情報開始システム登録の方式の一つとし、工商連絡員に新たな職能を付与する。工商連絡員の研修業務を真剣に適切に遂行し、それに関連法律・法規の規定を理解させ、企業信用情報開示システムの操作を熟知させる必要がある。事前に業務手配を適切に遂行し、工商連絡員が初めての確認を行う需要を満たす必要がある。
- 10、 **『条例』実施の広報研修業務の強化。** 各級工商部門は、有効な研修業務メカニズムを構築する必要がある。研修を通じて登記・登録、企業の監督管理、個人工商業者の登記管理、システム保守

の幹部が企業による情報開示のフローおよび要求を熟知することができ、企業が開示において遭遇した問題に回答することができて企業を指導して関連操作を完成させられるようにする。全国工商システムの幹部は、『条例』の基本的な主旨を把握し、企業が提出した一般的な問題に解答することができる必要がある。企業が『条例』の規定する各種制度を深く理解することができ、企業信用情報開示システムを通じて企業情報を送付することができるようにする。業務手配を適切に遂行し、企業の問い合わせサービスに対する需要を満たす必要がある。新聞、ウェブサイト等の各種方式を通じて、社会公衆に対する広報力を強化し、社会監督を強化し、『条例』の平穩な実施を保障する必要がある。

- 11、**部門協カメカニズム構築の積極的な推進。**総局は、国家社会信用情報プラットフォーム建設の総体要求に基づき、国务院の関連部門との意思疎通・協調を強化し、企業情報の相互連絡・共有を推し進める。各級工商部門は、『条例』の要求に基づき、各地の関連行政部門との意思疎通および協力を強化し、情報共有メカニズムを構築および完善化する必要がある。
- 12、**『条例』実施の組織指導の強化。**各級工商部門は、社会信用体系建設の加速、健全な社会信用制度の構築の高みに立ち、『条例』の貫徹・具体化を目下の業務の主要任務とする必要がある。当該地域の具体的な貫徹実施業務方案を真剣に制定し、専門機構を指定し、人員配置を確保し、責任の分担を明確化し、責任追及メカニズムを構築する。各級工商部門の監察機関は、企業情報開示業務に対する監督を強化する必要がある。総局は毎年、各地の企業年度報告、開示情報抜取調査、データ品質の建設等の企業情報開示業務の展開状況に対して検査を行い、定期的な通報および考課メカニズムを構築し、『条例』を貫徹する各種業務の秩序ある展開を確保する。

各省、自治区、直轄市の工商部門は、『条例』の貫徹・具体化の状況および執行過程において発見した問題を遅滞なく取りまとめて総局に報告すること。

国家工商行政管理総局

2014年9月2日

(日本語仮訳)

国家工商行政管理总局 令第 67 号

『企業開示情報抜取検査暫定弁法』は、すでに国家工商行政管理総局局務会議の審議を経て可決した。ここに公布し、2014 年 10 月 1 日より施行する。

局長 張茅

2014 年 8 月 19 日

企業開示情報抜取検査暫定弁法

第1条 企業情報開示に対する監督管理を強化し、企業開示情報の抜取検査業務を規範化するため、『企業情報開示暫定条例』、『登録資本金登記制度改革方案』等の行政法規および国务院の関連規定に基づき、本弁法を制定する。

第2条 本弁法がいう企業開示情報の抜取検査とは、工商行政管理部門がランダムに一定比率の企業を抜き取り、その企業信用情報開示システムを通じた情報開示の状況に対して検査を行う活動を指す。

第3条 国家工商行政管理総局は、全国の企業開示情報抜取検査業務を指導し、必要に基づき企業開示情報の抜取検査業務を展開、または地方工商行政管理部門を組織して展開することに責任を負う。

省、自治区、直轄市の工商行政管理总局は、当該管轄区の企業開示情報抜取検査業務の組織または展開に責任を負う。

第4条 国家工商行政管理総局および省、自治区、直轄市の工商行政管理总局は、公平・規範的の要求に基づき、企業登録番号等のランダム抽選に基づいて、管轄内の 3% を下回らない企業を抜き取り、検査リストを確定しなければならない。

第5条 抜取検査は、非指向性抜取検査および指向性抜取検査に分かれる。

非指向性抜取検査とは、工商行政管理部門がランダム抽選で検査企業リストを抜取・確定し、その企業信用情報開示システムを通じた情報開示の状況に対して検査を行うことを指す。

指向性抜取検査とは、工商行政管理部門が企業の類型、経営規模、所属業界、地理区域等の特定条件に基づきランダム抽選で検査企業リストを抜取・確定し、その企業信用情報開示システムを通じた情報開示の状況に対して検査を行うことを指す。

第6条 各級の工商行政管理部門は、国家工商行政管理総局および省、自治区、直轄市の工商行政管理局が本弁法第4条の規定に基づいて確定した検査リストに基づき、その登記企業に対して検査を行う。

工商行政管理部門は、監督管理において、もしくは通報に基づいて企業開示情報に真実状況の隠匿、粉飾の可能性があることを発見した場合も、企業に対して検査を行うことができる。

上級の工商行政管理部門は、下級の工商行政管理部門に委託して検査を行うことができる。

第7条 工商行政管理部門は、毎年の年度報告開示終了後、企業の企業信用情報開示システムを通じた情報開示の状況に対して1回の非指向性抜取検査を行わなければならない。

第8条 工商行政管理部門による企業開示の情報の抜取検査は、書面検査、実地確認、オンラインモニタリング等の方式を採用することができる。抜取検査において、会計士事務所、税理士事務所、法律事務所等の専門機構に委託して監査、出資金払込検査、問い合わせ等の関連業務を展開し、合わせて法に基づきその他の政府部門が下した検査、確認結果もしくは専門機構が下した専門的な結論を利用することができる。

第9条 工商行政管理部門が抜取検査された企業に対して実地確認を実施するとき、検査人員は2名を下回ってはならず、合わせて法執行証明書を提示しなければならない。

検査人員は、実地確認記録表に記入し、事実どおりに検査状況を記録し、合わせて企業法定代表者（責任者）の署名もしくは企業の捺印で確認しなければならない。署名もしくは捺印を取得することができない場合、検査人員は原因を明記しなければならない。必要なときは関連人員を招聘して証人とすることができる。

第10条 工商行政管理部門が法に基づき検査を展開する場合、企業は協力し、尋問調査を受け、事実どおりに状況を反映し、合わせて検査の必要に基づき、会計資料、監査報告、行政許可証明、行政処罰決定書、場所使用証明等の関連資料を提出しなければならない。

企業が協力せずに情状が深刻な場合、工商行政管理部門は企業信用情報開示システムを通じて開示しなければならない。

- 第11条** 工商行政管理部門が検査を経て企業に規定に合致しない状況が存在することを発見しなかった場合、検査終了の日から 20 営業日以内に検査結果を当該企業の開示情報において記録しなければならない。
- 第12条** 工商行政管理部門は、検査において企業が『企業情報開示暫定条例』の規定する期限に基づき年度報告を開示していないことを発見した、または工商行政管理部門の命じた期限に基づき関連企業情報を開示しなかった、または開示情報が真実状況を隠匿、粉飾していた場合、『企業経営異常名簿管理暫定弁法』の規定に基づき処理する。
- 第13条** 工商行政管理部門は、企業信用情報開示システムを通じて検査結果を統一開示しなければならない。
- 第14条** 工商行政管理部門が本弁法の関連規定に基づき職責を履行しない場合、上級の工商行政管理部門が是正を命令する。情状が深刻な場合、責任を負う主管人員およびその他の直接責任人員に対して関連規定に基づき処理を行う。
- 第15条** 企業開示情報の抜取調査関連文書の様式は、国家工商行政管理総局が統一して制定する。
- 第16条** 個人工商業者、農民專業合作社の年度報告情報の抜取検査は、本弁法を参照して執行する。
- 第17条** 本弁法は、国家工商行政管理総局が解釈に責任を負う。
- 第18条** 本条例は、2014 年 10 月 1 日より施行する。

(日本語仮訳)

国家工商行政管理总局 令第 68 号

『企業経営異常名簿管理暫定弁法』は、すでに国家工商行政管理総局局務会議の審議を経て可決した。ここに公布し、2014年10月1日より施行する。

局長 張茅

2014年8月19日

企業経営異常名簿管理暫定弁法

第1条 企業経営異常目録管理を規範化し、公平な競争を保証し、企業の誠実・自律を促進し、企業の信用制約を強化し、取引の安全を維持し、社会の監督を拡大するため、『中華人民共和国会社登記管理条例』、『企業情報開示暫定条例』、『登録資本金登記制度改革方案』等の行政法規および国务院の関連規定に基づき、本弁法を制定する。

第2条 工商行政管理部門は、経営異常の状況がある企業を経営異常名簿に組み入れ、企業信用情報開示システムを通じて開示し、それに開示義務を履行するよう注意を促す。

第3条 国家工商行政管理総局は、全国の経営異常名簿管理業務の指導に責任を負う。

県級以上の工商行政管理部門は、それが登記した企業の経営異常名簿管理業務に責任を負う。

第4条 県級以上の工商行政管理部門は、以下のいずれかの状況があった企業を経営異常名簿に組み入れる。

- (1) 『企業情報開示暫定条例』第8条が規定する期限に基づき年度報告を開示しなかった場合、
- (2) 工商行政管理部門が『企業情報開示暫定条例』第10条の規定に基づき命令した期限内に企業関連情報を開示しなかった場合、
- (3) 開示した企業情報が真実の状況を隠匿し、粉飾した場合、
- (4) 登記した住所もしくは経営場所を通じて連絡を取ることができない場合。

第5条 工商行政管理部門は、企業を経営異常名簿に組み入れる場合、組入の決定を下し、経営異常名簿に組み入れる情報を当該企業の開示情報において記録し、合わせて企業信用情報開示システムを通じて統一開示しなければならない。組入の決定には、企業名称、登録番号、組入日、組

入理由、決定を下した機関を含めなければならない。

第6条 企業が『企業情報開示暫定条例』第8条の規定に基づき企業信用情報開示システムを通じて前年度の年度報告を送付して社会に開示しない場合、工商行政管理部門は当年の年度報告開示終了の日から10営業日以内にそれを経営異常名簿に組み入れる決定を下し、合わせて公示を行わなければならない。

第7条 企業が『企業情報開示暫定条例』第10条の規定に基づき開示義務を履行しない場合、工商行政管理部門はそれに10日以内に開示義務を履行するよう書面で命令しなければならない。企業が命令の期限内に情報を開示しない場合、工商行政管理部門は命令の期限満了の日から10営業日以内にそれを経営異常名簿に組み入れる決定を下し、合わせて開示を行わなければならない。

第8条 工商行政管理部門は、法に基づき抜取検査を展開または通報に基づき確認を行って、企業開示情報の真実状況の隠匿、粉飾を確定した場合、確定の日から10営業日以内にそれを経営異常名簿に組み入れる決定を下し、合わせて開示を行わなければならない。

第9条 工商行政管理部門は、法に基づき職責を履行する過程において登記された住所もしくは経営場所を通じて企業と連絡を取ることができない場合、確定の日から10営業日以内にそれを経営異常名簿に組み入れる決定を下し、合わせて開示を行わなければならない。

工商行政管理部門は、郵送専用書簡の方式を通じて企業と連絡を取ることができる。企業の登記された住所もしくは経営場所への2回の郵送を経て誰も受け取らなかった場合、登記された住所もしくは経営場所を通じて企業と連絡を取ることができないとみなす。2回郵送の間隔は、15日を下回ってはならず、30日を超えてはならない。

第10条 経営異常名簿に組み入れられた企業は、組入の日から3年以内に『企業情報開示暫定条例』の規定に基づき開示義務を履行した場合、組入の決定を下した工商行政管理部門に経営異常名簿からの移動を申請することができる。

工商行政管理部門が前項の規定に基づき企業を経営異常名簿から移動させる場合、移動の決定を下し、合わせて企業信用情報開示システムを通じて開示しなければならない。移動の決定には、企業名称、登録番号、移動日、移動理由、決定を下した機関を含めなければならない。

第11条 本弁法第6条の規定に基づき経営異常名簿に組み入れられた企業が、未報告年度の年度報告を補充報告して開示した後、経営異常名簿からの移動を申請した場合、工商行政管理部門は申請を受け取った日から5営業日以内に移動の決定を下さなければならない。

- 第12条** 本弁法第7条の規定に基づき経営異常名簿に組み入れられた企業が開示義務を履行後、経営異常名簿からの移動を申請した場合、工商行政管理部門は申請を受け取った日から5営業日以内に移動の決定を下さなければならない。
- 第13条** 本弁法第8条の規定に基づき経営異常名簿に組み入れられた企業は、その開示の情報を訂正した後、工商行政管理部門に経営異常名簿からの移動を申請することができ、工商行政管理部門は確定の日から5営業日以内に移動の決定を下さなければならない。
- 第14条** 本弁法第9条の規定に基づき経営異常名簿に組み入れられた企業は、法に基づき住所もしくは経営場所の変更登記を行う、または企業が登記された住所もしくは経営場所を通じてあらかじめ連絡を取ることができたことを提示して、経営異常名簿からの移動を申請した場合、工商行政管理部門は確定の日から5営業日以内に移動の決定を下さなければならない。
- 第15条** 工商行政管理部門は、企業が経営異常名簿に組み入れられて3年満了前の60日以内に、企業信用情報開示システムを通じて公告方式でそれに関連義務を履行するよう提示しなければならない。3年を満了してなお開示義務を履行しない場合、それを重大な違法企業リストに組み入れ、合わせて企業信用情報開示システムを通じて社会に開示しなければならない。
- 第16条** 企業は、経営異常名簿に組み入れられたことに異議がある場合、開示の日から30日以内に決定を下した工商行政管理部門に書面申請を提出して関連証明資料を提供することができ、工商行政管理部門は5営業日以内に受理するか否かを決定しなければならない。受理する場合、20営業日以内に確認し、合わせて確認結果を書面で申請者に通知しなければならない。受理しない場合、受理しない理由を書面で申請者に通知しなければならない。
- 工商行政管理部門は、確認を通じて企業の経営異常目録への組入に過誤が存在することを発見した場合、確定の日から5営業日以内に訂正を行わなければならない。
- 第17条** 企業が経営異常名簿に組み入れられた、移動された決定に対し、法に基づき行政再審を申請または行政訴訟を提起することができる。
- 第18条** 工商行政管理部門が本弁法の関連規定に基づき職責を履行しない場合、上級の工商行政管理部門が是正を命令する。情状が深刻な場合、責任を負う主管人員およびその他の直接責任人員に対して関連規定に基づき処理を行う。
- 第19条** 経営異常名簿管理の関連文書様式は、国家工商行政管理総局が統一して制定する。

第20条 本弁法は、国家工商行政管理総局が解釈に責任を負う。

第21条 本弁法は、2014年10月1日より施行する。2006年2月24日の国家工商行政管理総局令第23号公布の『企業年度検査弁法』は同時に廃止する。

(日本語仮訳)

国家工商行政管理总局 令第 71 号

『工商行政管理行政処罰情報開示暫定規定』は、すでに国家工商行政管理総局局務会議の審議を経て可決した。ここに公布し、2014年10月1日より施行する。

局長 張茅

2014年8月19日

工商行政管理行政処罰情報開示暫定規定

- 第1条** 国務院による『登録資本金登記制度改革方案』を貫徹・具体化し、市場監督管理方式をさらに転換し、市場主体の信用監督管理を強化し、社会の共同統治を促進し、公平な競争の市場秩序を維持するため、『中華人民共和国行政処罰法』、『企業情報開示暫定条例』、『中華人民共和国政府情報公開条例』等の法律・法規および国務院の関連規定に基づき、本規定を制定する。
- 第2条** 工商行政管理部門が一般手順を適用して行政処罰の決定を下した関連情報は、社会に開示しなければならない。開示する情報は、主に行政処罰決定書および行政処罰情報の摘要を含む。
- 第3条** 工商行政管理部門による行政処罰情報の開示は、合法的、客観的、即時的、規範的の原則を遵守しなければならない。
- 第4条** 工商行政管理部門は、厳格に『工商行政管理機関行政処罰手順規定』の関連規定に基づき行政処罰決定書を制作し、合わせて行政処罰情報の摘要を制作して行政処罰決定書の前に添付しなければならない。行政処罰情報の摘要の内容は、行政処罰決定書の文書番号、行政処罰当事者の基本情況、違法行為の類型、行政処罰の内容、行政処罰の決定を下した行政機関の名称および日付を含む。
- 第5条** 工商行政管理部門は、『中華人民共和国国家秘密保護法』およびその他の法律・法規の関連規定に基づき、健全な行政処罰情報機密保持審査メカニズムを構築しなければならない。開示する行政処罰情報は、国家機密を漏洩してはならず、国家の安全、公共の安全、経済の安全および社会の安定に危害を与えてはならない。
- 第6条** 工商行政管理部門による行政処罰情報の開示は、商業秘密に係わる内容および自然人の住所(経営場所と一致する場合を除く)、通信方式、身分証番号、銀行口座番号等の個人情報情報を削除しな

なければならない。工商行政管理部門が開示を行う必要があると認識した場合、上級の工商行政管理部門に報告して批准されなければならない。

第7条 工商行政管理部門が開示する行政処罰決定書について、本規定第6条の要求に基づき削除処理を行う場合を除き、内容は行政処罰当事者に送達した行政処罰決定書と一致していなければならない。

第8条 行政処罰決定書を送達するとき、工商行政管理部門は書面で行政処罰当事者に行政処罰情報を社会に開示を行うことを通知しなければならない。

第9条 工商行政管理部門が法に基づき登録・登記した各種企業、個人工商業者、農民專業合作社等に対して一般手順を適用して行政処罰の決定を下した関連情報は、企業信用情報開示システムを通じて社会に開示しなければならない。

第10条 行政処罰の決定を下した工商行政管理部門および行政処罰当事者の登記機関が同一の省、自治区、直轄市にある場合、行政処罰の決定を下した工商行政管理部門は行政処罰の決定もしくは行政処罰の決定変更を下した日から20営業日以内に当該省、自治区、直轄市の工商行政管理部門企業信用情報開示システムを通じて行政処罰情報の開示を行わなければならない。

第11条 行政処罰の決定を下した工商行政管理部門および行政処罰当事者の登記機関が同一の省、自治区、直轄市にない場合、行政処罰の決定を下した工商行政管理部門は行政処罰の決定もしくは行政処罰の決定変更を下した日から10営業日以内に当該省、自治区、直轄市の工商行政管理部門を通じて行政処罰情報を当事者の登記機関所在の省、自治区、直轄市の工商行政管理部門に発送し、それが協力して行政処罰情報を受け取った日から10営業日以内に企業信用情報開示システムを通じて行政処罰情報の開示を行わなければならない。

第12条 行政処罰の決定が、行政再審、行政訴訟もしくはその他の原因により変更された、撤回された、または違法と確認された等の改変状況が発生した場合、企業信用情報開示システムにおいて目立つ方式で注記を行わなければならない。注記内容は、変更、撤回もしくは違法確認等の決定を下した機関の名称、内容、下した日付等の関連情報を含む。

第13条 工商行政管理部門は、それが開示した行政処罰情報が不正確であることを発見した場合、遅滞なく訂正しなければならない。公民、法人もしくはその他の組織は、工商行政管理部門が開示した行政処罰情報が不正確であることを証明する証拠を有する場合、当該工商行政管理部門に訂正を行うよう要求する権利を有する。

第14条 行政処罰情報が開示の日から5年を満了した場合、企業信用情報開示システムに記録するが、もはや開示しない。

第15条 各省、自治区、直轄市の工商行政管理部門は、本規定に基づき遅滞なく企業信用情報開示システムを完備化し、操作が便利な検索、照会方式を提供し、公衆による行政処罰情報の検索、照会を利便化しなければならない。

各省、自治区、直轄市の工商行政管理部門は、法執行立件管理システムの完備化を加速し、データの正確性、完全性を保証しなければならない。

第16条 本規定第9条の規定に基づき企業信用情報開示システムを通じて開示を行う場合を除き、その他の一般手順を適用して行政処罰の決定を下した関連情報はポータルサイトもしくは専用ウェブサイト等を通じて開示しなければならない。

工商行政管理部門は、ポータルサイトもしくは専用ウェブサイト等を通じて当該部門が下した各種行政処罰案件情報を開示することができる。

第17条 工商行政管理部門は、行政処罰情報開示の職責を厳格に履行し、「立件した者が入力し、責任を負う」の原則に基づき健全な行政処罰情報開示の内部確認および管理制度を構築しなければならない。立件機構は、遅滞なく正確に行政処罰情報を入力しなければならない。企業信用情報開示業務に責任を負う機構は、行政処罰情報開示の日常管理および協調業務を強化しなければならない。

第18条 国家工商行政管理総局は、地方工商行政管理部門の行政処罰情報開示業務を指導および監督し、企業信用情報開示システムの行政処罰情報開示の関連標準規範および技術要求を制定することに責任を負う。

省、自治区、直轄市の工商行政管理部門は、管轄内の各級の工商行政管理部門の行政処罰情報開示業務を組織、指導、監督することに責任を負い、合わせて本規定に基づき業務の実際と結び付けて実施細則を制定することができる。

第19条 工商行政管理部門が本規定の関連規定に基づき職責を履行しなかった場合、上級の工商行政管理部門が是正を命令する。情状が深刻な場合、責任を負う主管人員およびその他の直接責任人員に対して関連規定に基づき処理を行う。

第20条 公民、法人もしくはその他の組織が行政処罰関連情報の公開を申請する場合、『中華人民共和国

政府情報公開条例』および関連法律・法規の規定に基づき手続を行わなければならない。

第21条 本規定は、国家工商行政管理総局が解釈に責任を負う。

第22条 本規定は、2014年10月1日より施行する。

付属文書1：行政処罰情報開示文書書式

付属文書2：行政処罰情報開示通知書

(中国語原文)

国家工商行政管理总局
工商外企字〔2014〕166号
关于贯彻落实《企业信息公示暂行条例》有关问题的通知

各省、自治区、直辖市工商行政管理局、市场监督管理部门：

《企业信息公示暂行条例》（以下简称《条例》）已由国务院发布，将于2014年10月1日起实施。工商总局颁布的《经营异常名录管理暂行办法》、《企业公示信息抽查暂行办法》等五部规章，也将同日实施。《条例》和规章的颁布实施，是工商行政管理部门加强事中事后监管的重要改革举措，对于转变政府监管方式，运用大数据等手段提升监管水平，加快社会诚信体系建设，充分发挥信用在维护市场经济秩序中“基础桩”的作用，具有重要意义。为确保《条例》和规章的顺利实施，现就有关问题通知如下：

- 一、规范企业信息公示内容。**各级工商行政管理部门、市场监督管理部门（以下简称各级工商部门）应当根据《条例》规定和总局相关要求公示企业信息。除企业登记、备案信息外，《条例》实施前形成的其他企业信息不纳入公示范围。《条例》实施前已被吊销营业执照的企业，公示其名称、注册号、吊销日期，并标注“已吊销”。

各级工商部门已经通过企业信用信息公示系统公示的2014年2月28日前已设立公司的实收资本及股东（发起人）认缴和实缴的出资额、出资方式、出资期限等公司股东（发起人）出资信息发生变动的，从之前由工商部门向社会公示转由公司向社会公示。

公司的实收资本及股东（发起人）认缴和实缴的出资额、出资方式、出资期限等公司股东（发起人）出资信息在2014年3月1日至9月30日期间发生变动的，公司应当于2014年12月31日之前通过企业信用信息公示系统向社会公示；2014年10月1日以后发生变动的，公司应当按照《条例》第十条的规定向社会公示。

除上述规定外，《条例》第十条规定的企业信息公示情形，如企业信息形成于《条例》实施前的，不强制要求企业公示。

- 二、做好企业年度报告公示工作。**因《条例》实施时间的原因，企业应当于2014年10月1日至2015年6月30日，向工商部门报送2013年度报告并公示，各级工商部门应当做好相关宣传工作，按照规定的时间开展企业年度报告公示工作。2014年度报告按照《条例》的规定办理。企业应当报送2013年度报告并公示后，再报送2014年度报告并公示。截至2014年2月28日，企业未按照原有规定办理年检手续，但工商部门未作出吊销营业执照决定的，应当依法报送年度报告并公示。

《条例》第九条规定的第（一）、（二）、（六）项信息，为企业报送年度报告时的信息；其他信

息为企业所报告年份 12 月 31 日的信息。

- 三、 做好个体工商户、农民专业合作社年度报告工作。**个体工商户应当于 2014 年 10 月 1 日至 2015 年 6 月 30 日，向工商部门报送 2013 年度报告。个体工商户 2014 年度报告按照《个体工商户年度报告暂行办法》的规定办理。个体工商户选择公示年度报告的，应当通过企业信用信息公示系统报送年度报告并公示。个体工商户向工商部门报送纸质年度报告的，工商部门应当自收到纸质年度报告之日起 10 个工作日之内，通过企业信用信息公示系统公示该个体工商户已报送年度报告。截至 2014 年 2 月 28 日，个体工商户未按照原有规定办理验照手续，但工商部门未作出吊销营业执照决定的，应当依法报送年度报告。农民专业合作社自 2015 年 1 月 1 日起，按照《农民专业合作社年度报告公示暂行办法》的规定报送并公示 2014 年度报告。

《个体工商户年度报告暂行办法》第六条第（三）、（四）项信息，《农民专业合作社年度报告公示暂行办法》第五条第（四）、（五）项信息为报送年度报告时的信息；其他信息为所报告年份 12 月 31 日的信息。

- 四、 规范企业公示信息抽查工作。**省、自治区、直辖市工商部门根据本地实际按照不少于 3% 的比例确定辖区内抽查企业名单。抽查企业对象为辖区内未吊销的存续企业，因未按照规定期限公示年度报告被列入经营异常名录和严重违法企业名单的企业，不列入抽查对象。省、自治区、直辖市工商部门应当保证抽查企业名单的公平规范，并注重各登记机关抽查企业户数的均衡性。各级工商部门要结合本地实际情况，研究推进向社会力量购买服务，规范抽查中委托第三方机构开展工作的行为。

个体工商户、农民专业合作社年度报告公示信息的抽查，按照《个体工商户年度报告暂行办法》和《农民专业合作社年度报告公示暂行办法》的规定，由省、自治区、直辖市工商部门组织实施。

- 五、 正确处理信用约束和行政处罚的关系。**企业被列入经营异常名录或者严重违法企业名单，属于对企业的信用约束。对于企业同时存在违法违规行为依法应由工商部门行政处罚的，工商部门应当根据相关规定实施行政处罚。

- 六、 确保完成企业信用信息公示系统建设。**各省、自治区、直辖市工商部门应按照总局制定的《工商登记制度改革信息化建设技术方案》（暂行）、《企业信用信息公示系统数据规范》（暂行）、《企业信用信息公示系统格式规范》（暂行）等技术规范的要求，做好本辖区企业信用信息公示系统建设，务必于 10 月 1 日前完成开发和测试，保证系统按时上线运行。

- 七、 加强公示信息数据管理。**各级工商部门要加强公示信息质量建设，省、自治区、直辖市工商部门应当做好本辖区内企业公示信息质量的检查工作。要及时将公示系统采集的年报信息、企业即时信息等企业自主公示信息以及其他部门公示信息更新、交换到工商专网业务系统，并按照《工商行政管

理数据管理办法》的规定每日上传总局。

- 八、做好公示系统的安全保障工作。**各级工商部门要加强数据安全管理工作，做好电子数据备份。加强对公示系统的运营管理，防范非法修改、非法获取公示信息等行为，确保信息安全和经济安全。在电子营业执照正式推广前，各地应采取相关措施，提供技术保障，做好企业登录系统的身份认证，保障企业信息公示的正常开展。
- 九、充分发挥工商联络员作用。**各级工商部门要积极建立完善工商联络员制度，充分发挥工商联络员在联系沟通、方便企业办事、提高工作效率方面的积极作用。为了保证信息安全，总局确定了工商联络员作为企业登录企业信用信息公示系统的方式之一，赋予了工商联络员新的职能。要认真做好工商联络员培训工作，使其能了解相关法律法规规定，熟悉操作企业信用信息公示系统。要提前做好工作安排，满足工商联络员进行首次确认的需求。
- 十、加强《条例》实施的宣传培训工作。**各级工商部门要建立有效的培训工作机制。通过培训使登记注册、企业监管、个体工商户登记管理、系统维护的干部能够熟悉企业公示信息的流程及要求，能够回答企业在公示中遇到的问题并能指导企业完成相关操作；全国工商系统干部要领会《条例》的基本精神，能够解答企业提出的一般问题；企业能够深入了解《条例》规定的各项制度，能够通过企业信用信息公示系统报送企业信息。要做好工作安排，满足企业对咨询服务的需要。要通过报纸、网站等各种方式，加大对社会公众的宣传力度，强化社会监督，保障《条例》的平稳实施。
- 十一、积极推动建立部门协作机制。**总局按照国家社会信用信息平台建设的总体要求，加强和国务院有关部门的沟通协调，推动企业信息的互联共享。各级工商部门要按照《条例》的要求，加强与各地有关行政部门的沟通和协作，建立和完善信息共享机制。
- 十二、加强《条例》实施的组织领导。**各级工商部门要站在加快社会信用体系建设，建立健全社会诚信制度的高度上，把贯彻实施《条例》作为当前工作的首要任务。认真制定本地区具体贯彻实施工作方案，指定专门机构，确保人员配备，明确责任分工，建立追责机制。各级工商部门监察机关要加强对企业信息公示工作的监督。总局每年对各地企业年度报告、公示信息抽查、数据质量建设等企业信用信息公示工作的开展情况进行检查，建立定期通报及考核机制，确保贯彻《条例》的各项工作有序开展。

各省、自治区、直辖市工商部门要把贯彻实施《条例》的情况以及执行过程中发现的问题及时汇总上报总局。

国家工商行政管理总局

2014年9月2日

(中国語原文)

国家工商行政管理总局 令 第 67 号

《企业公示信息抽查暂行办法》已经国家工商行政管理总局局务会议审议通过，现予公布，自 2014 年 10 月 1 日起施行。

局长 张茅

2014 年 8 月 19 日

企业公示信息抽查暂行办法

第一条 为加强对企业信息公示的监督管理，规范企业公示信息抽查工作，依据《企业信息公示暂行条例》、《注册资本登记制度改革方案》等行政法规和国务院有关规定，制定本办法。

第二条 本办法所称企业公示信息抽查，是指工商行政管理部门随机抽取一定比例的企业，对其通过企业信用信息公示系统公示信息的情况进行检查的活动。

第三条 国家工商行政管理总局负责指导全国的企业公示信息抽查工作，根据需要开展或者组织地方工商行政管理部门开展企业公示信息抽查工作。

省、自治区、直辖市工商行政管理局负责组织或者开展本辖区的企业公示信息抽查工作。

第四条 国家工商行政管理总局和省、自治区、直辖市工商行政管理局应当按照公平规范的要求，根据企业注册号等随机摇号，抽取辖区内不少于 3% 的企业，确定检查名单。

第五条 抽查分为不定向抽查和定向抽查。

不定向抽查是指工商行政管理部门随机摇号抽取确定检查企业名单，对其通过企业信用信息公示系统公示信息的情况进行检查。

定向抽查是指工商行政管理部门按照企业类型、经营规模、所属行业、地理区域等特定条件随机摇号抽取确定检查企业名单，对其通过企业信用信息公示系统公示信息的情况进行检查。

第六条 各级工商行政管理部门根据国家工商行政管理总局和省、自治区、直辖市工商行政管理局依照本办法第四条规定确定的检查名单，对其登记企业进行检查。

工商行政管理部门在监管中发现或者根据举报发现企业公示信息可能隐瞒真实情况、弄虚作假的，也可以对企业进行检查。

上级工商行政管理部门可以委托下级工商行政管理部门进行检查。

第七条 工商行政管理部门应当于每年年度报告公示结束后，对企业通过企业信用信息公示系统公示信息的情况进行一次不定向抽查。

第八条 工商行政管理部门抽查企业公示的信息，可以采取书面检查、实地核查、网络监测等方式。抽查中可以委托会计师事务所、税务师事务所、律师事务所等专业机构开展审计、验资、咨询等相关工作，依法利用其他政府部门作出的检查、核查结果或者专业机构作出的专业结论。

第九条 工商行政管理部门对被抽查企业实施实地核查时，检查人员不得少于两人，并应当出示执法证件。

检查人员应当填写实地核查记录表，如实记录核查情况，并由企业法定代表人（负责人）签字或者企业盖章确认。无法取得签字或者盖章的，检查人员应当注明原因，必要时可邀请有关人员作为见证人。

第十条 工商行政管理部门依法开展检查，企业应当配合，接受询问调查，如实反映情况，并根据检查需要，提供会计资料、审计报告、行政许可证明、行政处罚决定书、场所使用证明等相关材料。

企业不予配合情节严重的，工商行政管理部门应当通过企业信用信息公示系统公示。

第十一条 工商行政管理部门经检查未发现企业存在不符合规定情形的，应当自检查结束之日起 20 个工作日内将检查结果记录在该企业的公示信息中。

第十二条 工商行政管理部门在检查中发现企业未按照《企业信息公示暂行条例》规定的期限公示年度报告，或者未按照工商行政管理部门责令的期限公示有关企业信息，或者公示信息隐瞒真实情况、弄虚作假的，依照《企业经营异常名录管理暂行办法》的规定处理。

第十三条 工商行政管理部门应当将检查结果通过企业信用信息公示系统统一公示。

第十四条 工商行政管理部门未依照本办法的有关规定履行职责的，由上一级工商行政管理部门责令改正；情节严重的，对负有责任的主管人员和其他直接责任人员依照有关规定予以处理。

第十五条 企业公示信息抽查相关文书样式由国家工商行政管理总局统一制定。

第十六条 个体工商户、农民专业合作社年度报告信息抽查参照本办法执行。

第十七条 本办法由国家工商行政管理总局负责解释。

第十八条 本办法自 2014 年 10 月 1 日起施行。

(中国語原文)

国家工商行政管理总局 令 第 68 号

《企业经营异常名录管理暂行办法》已经国家工商行政管理总局局务会议审议通过，现予公布，自 2014 年 10 月 1 日起施行。

局长 张茅

2014 年 8 月 19 日

企业经营异常名录管理暂行办法

第一条 为规范企业经营异常名录管理，保障公平竞争，促进企业诚信自律，强化企业信用约束，维护交易安全，扩大社会监督，依据《中华人民共和国公司登记管理条例》、《企业信息公示暂行条例》、《注册资本登记制度改革方案》等行政法规和国务院有关规定，制定本办法。

第二条 工商行政管理部门将有经营异常情形的企业列入经营异常名录，通过企业信用信息公示系统公示，提醒其履行公示义务。

第三条 国家工商行政管理总局负责指导全国的经营异常名录管理工作。

县级以上工商行政管理部门负责其登记的企业的经营异常名录管理工作。

第四条 县级以上工商行政管理部门应当将有下列情形之一的企业列入经营异常名录：

- (一) 未按照《企业信息公示暂行条例》第八条规定的期限公示年度报告的；
- (二) 未在工商行政管理部门依照《企业信息公示暂行条例》第十条规定责令的期限内公示有关企业信息的；
- (三) 公示企业信息隐瞒真实情况、弄虚作假的；
- (四) 通过登记的住所或者经营场所无法联系的。

第五条 工商行政管理部门将企业列入经营异常名录的，应当作出列入决定，将列入经营异常名录的信息记录在该企业的公示信息中，并通过企业信用信息公示系统统一公示。列入决定应当包括企业名称、注册号、列入日期、列入事由、作出决定机关。

第六条 企业未依照《企业信息公示暂行条例》第八条规定通过企业信用信息公示系统报送上一年度年度报告并向社会公示的，工商行政管理部门应当在当年年度报告公示结束之日起 10 个工

作日内作出将其列入经营异常名录的决定，并予以公示。

第七条 企业未依照《企业信息公示暂行条例》第十条规定履行公示义务的，工商行政管理部门应当书面责令其在10日内履行公示义务。企业未在责令的期限内公示信息的，工商行政管理部门应当在责令的期限届满之日起10个工作日内作出将其列入经营异常名录的决定，并予以公示。

第八条 工商行政管理部门依法开展抽查或者根据举报进行核查查实企业公示信息隐瞒真实情况、弄虚作假的，应当自查实之日起10个工作日内作出将其列入经营异常名录的决定，并予以公示。

第九条 工商行政管理部门在依法履职过程中通过登记的住所或者经营场所无法与企业取得联系的，应当自查实之日起10个工作日内作出将其列入经营异常名录的决定，并予以公示。

工商行政管理部门可以通过邮寄专用信函的方式与企业联系。经向企业登记的住所或者经营场所两次邮寄无人签收的，视为通过登记的住所或者经营场所无法取得联系。两次邮寄间隔时间不得少于15日，不得超过30日。

第十条 被列入经营异常名录的企业自列入之日起3年内依照《企业信息公示暂行条例》规定履行公示义务的，可以向作出列入决定的工商行政管理部门申请移出经营异常名录。

工商行政管理部门依照前款规定将企业移出经营异常名录的，应当作出移出决定，并通过企业信用信息公示系统公示。移出决定应当包括企业名称、注册号、移出日期、移出事由、作出决定机关。

第十一条 依照本办法第六条规定被列入经营异常名录的企业，可以在补报未报年份的年度报告并公示后，申请移出经营异常名录，工商行政管理部门应当自收到申请之日起5个工作日内作出移出决定。

第十二条 依照本办法第七条规定被列入经营异常名录的企业履行公示义务后，申请移出经营异常名录的，工商行政管理部门应当自收到申请之日起5个工作日内作出移出决定。

第十三条 依照本办法第八条规定被列入经营异常名录的企业更正其公示的信息后，可以向工商行政管理部门申请移出经营异常名录，工商行政管理部门应当自查实之日起5个工作日内作出移出决定。

第十四条 依照本办法第九条规定被列入经营异常名录的企业，依法办理住所或者经营场所变更登记，或者企业提出通过登记的住所或者经营场所可以重新取得联系，申请移出经营异常名录的，工商行政管理部门应当自查实之日起 5 个工作日内作出移出决定。

第十五条 工商行政管理部门应当在企业被列入经营异常名录届满 3 年前 60 日内，通过企业信用信息公示系统以公告方式提示其履行相关义务；届满 3 年仍未履行公示义务的，将其列入严重违法企业名单，并通过企业信用信息公示系统向社会公示。

第十六条 企业对被列入经营异常名录有异议的，可以自公示之日起 30 日内向作出决定的工商行政管理部门提出书面申请并提交相关证明材料，工商行政管理部门应当在 5 个工作日内决定是否受理。予以受理的，应当在 20 个工作日内核实，并将核实结果书面告知申请人；不予受理的，将不予受理的理由书面告知申请人。

工商行政管理部门通过核实发现将企业列入经营异常名录存在错误的，应当自查实之日起 5 个工作日内予以更正。

第十七条 对企业被列入、移出经营异常名录的决定，可以依法申请行政复议或者提起行政诉讼。

第十八条 工商行政管理部门未依照本办法的有关规定履行职责的，由上一级工商行政管理部门责令改正；情节严重的，对负有责任的主管人员和其他直接责任人员依照有关规定予以处理。

第十九条 经营异常名录管理相关文书样式由国家工商行政管理总局统一制定。

第二十条 本办法由国家工商行政管理总局负责解释。

第二十一条 本办法自 2014 年 10 月 1 日起施行。2006 年 2 月 24 日国家工商行政管理总局令第 23 号公布的《企业年度检验办法》同时废止。

(中国語原文)

国家工商行政管理总局 令 第 71 号

《工商行政管理行政处罚信息公示暂行规定》已经国家工商行政管理总局局务会议审议通过，现予公布，自 2014 年 10 月 1 日起施行。

局长 张茅

2014 年 8 月 19 日

工商行政管理行政处罚信息公示暂行规定

- 第一条** 为贯彻落实国务院《注册资本登记制度改革方案》，进一步转变市场监管方式，强化市场主体信用监管，促进社会共治，维护公平竞争的市场秩序，根据《中华人民共和国行政处罚法》、《企业信息公示暂行条例》、《中华人民共和国政府信息公开条例》等法律法规及国务院有关规定，制定本规定。
- 第二条** 工商行政管理部门适用一般程序作出行政处罚决定的相关信息应当向社会公示。公示的信息主要包括行政处罚决定书和行政处罚信息摘要。
- 第三条** 工商行政管理部门公示行政处罚信息，应当遵循合法、客观、及时、规范的原则。
- 第四条** 工商行政管理部门应当严格依照《工商行政管理机关行政处罚程序规定》的相关规定制作行政处罚决定书，并制作行政处罚信息摘要附于行政处罚决定书之前。行政处罚信息摘要的内容包括：行政处罚决定书文号、行政处罚当事人基本情况、违法行为类型、行政处罚内容、作出行政处罚决定的行政机关名称和日期。
- 第五条** 工商行政管理部门应当依照《中华人民共和国保守国家秘密法》及其他法律法规的有关规定，建立健全行政处罚信息保密审查机制。公示的行政处罚信息不得泄露国家秘密，不得危及国家安全、公共安全、经济安全和社会稳定。
- 第六条** 工商行政管理部门公示行政处罚信息，应当删除涉及商业秘密的内容以及自然人住所（与经营场所一致的除外）、通讯方式、身份证号码、银行账号等个人信息。工商行政管理部门认为需要予以公示的，应当报请上级工商行政管理部门批准。
- 第七条** 工商行政管理部门公示的行政处罚决定书，除依照本规定第六条的要求进行删除处理的以外，内容应当与送达行政处罚当事人的行政处罚决定书一致。

- 第八条** 在送达行政处罚决定书时，工商行政管理部门应当书面告知行政处罚当事人行政处罚信息将向社会进行公示。
- 第九条** 工商行政管理部门对依法注册登记的各类企业、个体工商户、农民专业合作社等适用一般程序作出行政处罚决定的相关信息应当通过企业信用信息公示系统向社会公示。
- 第十条** 作出行政处罚决定的工商行政管理部门和行政处罚当事人登记机关在同一省、自治区、直辖市的，作出行政处罚决定的工商行政管理部门应当自作出行政处罚决定或者行政处罚决定改变之日起 20 个工作日内将行政处罚信息通过本省、自治区、直辖市工商行政管理部门企业信用信息公示系统进行公示。
- 第十一条** 作出行政处罚决定的工商行政管理部门和行政处罚当事人登记机关不在同一省、自治区、直辖市的，作出行政处罚决定的工商行政管理部门应当自作出行政处罚决定或者行政处罚决定改变之日起 10 个工作日内通过本省、自治区、直辖市工商行政管理部门将行政处罚信息发送至当事人登记机关所在的省、自治区、直辖市工商行政管理部门，由其协助在收到行政处罚信息之日起 10 个工作日内将行政处罚信息通过其企业信用信息公示系统进行公示。
- 第十二条** 行政处罚决定出现因行政复议、行政诉讼或者其他原因被变更、被撤销或者被确认违法等被改变情形的，应当在企业信用信息公示系统中以醒目方式进行标注。标注内容包括变更、撤销或者确认违法等决定的作出机关名称、内容、作出日期等相关信息。
- 第十三条** 工商行政管理部门发现其公示的行政处罚信息不准确的，应当及时更正。公民、法人或者其他组织有证据证明工商行政管理部门公示的行政处罚信息不准确的，有权要求该工商行政管理部门予以更正。
- 第十四条** 行政处罚信息自公示之日起届满 5 年的，记录于企业信用信息公示系统，但不再公示。
- 第十五条** 各省、自治区、直辖市工商行政管理部门应当按照本规定及时完善企业信用信息公示系统，提供操作便捷的检索、查阅方式，方便公众检索、查阅行政处罚信息。
- 各省、自治区、直辖市工商行政管理部门应当加快完善执法办案管理系统，保证数据的准确、完整。
- 第十六条** 除依照本规定第九条的规定通过企业信用信息公示系统进行公示的外，其他适用一般程序作出行政处罚决定的相关信息应当通过门户网站或者专门网站等予以公示。

工商行政管理部门可以通过门户网站或者专门网站等公示本部门作出的各类行政处罚案件信息。

第十七条 工商行政管理部门应当严格履行行政处罚信息公示职责，按照“谁办案、谁录入、谁负责”的原则建立健全行政处罚信息公示内部审核和管理制度。办案机构应当及时准确录入行政处罚信息。负责企业信用信息公示工作的机构应当加强行政处罚信息公示的日常管理和协调工作。

第十八条 国家工商行政管理总局负责指导和监督地方工商行政管理部门行政处罚信息公示工作，制定企业信用信息公示系统公示行政处罚信息的有关标准规范和技术要求。

各省、自治区、直辖市工商行政管理部门负责组织、指导、监督辖区内各级工商行政管理部门行政处罚信息公示工作，并可以根据本规定结合工作实际制定实施细则。

第十九条 工商行政管理部门未依照本规定的有关规定履行职责的，由上一级工商行政管理部门责令改正；情节严重的，对负有责任的主管人员和其他直接责任人员依照有关规定予以处理。

第二十条 公民、法人或者其他组织申请公开行政处罚相关信息的，依照《中华人民共和国政府信息公开条例》和有关法律法规的规定办理。

第二十一条 本规定由国家工商行政管理总局负责解释。

第二十二条 本规定自 2014 年 10 月 1 日起施行。

附件一：行政处罚信息公示文书格式

附件二：行政处罚信息公示告知单